

新宮町教職員の働き方改革取組指針

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、教職員の働き方改革取組指針（令和3年3月改定福岡県教育委員会）に基づき、新宮町教育委員会及び新宮町立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標及び具体策等を示したものです。

(2) 本指針の趣旨・目的

現在、学校が取り組む課題は複雑多様化し、教職員の負担が増大しており、長時間勤務の改善が大きな課題となっています。

このことから、新宮町教育委員会は、教職員の働き方改革を実現するため、本指針を策定するものです。

《働き方改革の目的》

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

【福岡県教育委員会 教職員の働き方改革取組指針より抜粋】

《働き方改革のポイント》

○ 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○ 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○ 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

【福岡県教育委員会 教職員の働き方改革取組指針より抜粋】

2 目標

令和6年度までに時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。ただし、児童生徒に係る臨時的な特別の事情により、勤務せざるを得ない場合を除く。

3 具体的な取組について

（1）教職員の意識改革

①勤務時間の適正な把握【実施主体 教育委員会・学校】

◎取組内容・・・業務従事時間を記録します。

◎実施方法・・・出退勤管理システムにより出退勤時間を記録します。

②定時退校日の設定【実施主体 学校】

◎取組内容・・・全小中学校で定時退校日を設定します。

◎実施方法・・・原則として毎週水曜日を定時退校日とします。ただし、学校の事情により他の曜日に変更することも可能とします。

③学校閉庁時刻の設定【実施主体 学校】

◎取組内容・・・全小中学校で学校閉庁時刻を設定します。

◎実施方法・・・原則として、19時を学校閉庁時刻とします。ただし、学校の事情により1時間繰り下げることが可能です。

④学校閉庁日の設定【実施主体 教育委員会・学校】

◎取組内容・・・全小中学校で学校閉庁日を設定します。

◎実施方法・・・学校閉庁日として、8月13日・14日・15日を設定し、つぶさに学校の現状を把握しながら、学校閉庁日の拡大を図ります。

⑤管理職の意識改革【実施主体 教育委員会】

◎取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。

◎実施方法・・・校長による取組を人事評価へ反映することを校長会等において説明します。
長時間勤務の実態把握、適切な指導、業務の見直しを図り、効率化に努めるよう指導します。

(2) 業務改善の推進

①業務改善の推進【実施主体 学校】

- ◎取組内容・・・個人、学校の単位で、業務改善を進めます。
- ◎実施方法・・・学校及び教師が担うべき標準的な業務について明確化、適正化を図ります。

②学校のICT化【実施主体 教育委員会・学校】

- ◎取組内容・・・ICT環境の充実により業務の効率化を進めます。
- ◎実施方法・・・校務支援システムの活用により、業務の効率化を推進します。
ICT支援員などの外部専門スタッフ配置や学校・保護者間における連絡手段をデジタル化することで、業務の負担軽減を図ります。

③調査の削減【実施主体 教育委員会】

- ◎取組内容・・・学校に対する調査を見直します。
- ◎実施方法・・・文書事務の簡素化、学校に対する調査を見直します。

④事業の縮減【実施主体 教育委員会】

- ◎取組内容・・・教育委員会が実施する研修事業を見直します。
- ◎実施方法・・・ICTを活用した研修会の開催方法や内容の統合・重点化を図ります。

⑤勤務時間外の電話対応等の負担軽減【実施主体 教育委員会・学校】

- ◎取組内容・・・留守番電話の自動応答を活用します。
- ◎実施方法・・・学校閉庁時刻後は、留守番電話に切り替えを行います。
勤務時間外について、留守番電話の活用拡大を推進します。

(3) 部活動の負担軽減

①部活動休養日の拡大【実施主体 教育委員会・学校】

- ◎取組内容・・・週2日以上休養日を設定します。
- ◎実施方法・・・平日1日と土曜日若しくは日曜日どちらか1日の週2日以上の休養日を設けます。(長期休業中も同様とします。)原則として、学校閉庁日も休養日とします。

②部活動指導員等の配置【実施主体 教育委員会】

- ◎取組内容・・・部活動指導員等の配置を検討します。
- ◎実施方法・・・部活動外部指導員(補助員)を配置します。

部活動指導員の配置を調査・研究します。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の活用【実施主体 教育委員会・学校】

◎ 取組内容・・・いじめ、不登校等の課題については、複雑多様化し、教職員だけではその解決が困難になっています。教職員が困難な問題を抱え込むことのないよう専門スタッフを配置・派遣し、専門スタッフ等と連携、分担する体制を整備し、学校機能を強化します。

◎ 実施方法・・・学校運営にかかわる法的問題が生じる恐れがある場合、早期解決が図られるよう町の顧問弁護士等を活用します。

② 地域連携【実施主体 学校】

◎ 取組内容・・・通学路における見守り、子ども110番の家を活用し、安全確保、安全対策を推進します。

◎ 実施方法・・・通学路における見守り活動や子ども110番の家の登録者が増えるようホームページや保護者向けチラシを活用し、周知します。